

「令和6年能登半島地震」の被災者の方の 介護サービスの利用料免除について

射水市

【対象者】

(1) ・ (2) の両方に該当する方

(1) 災害救助法の適用市町村の住民の方で、次の保険者に加入されている方

対象保険者（富山県）

【介護保険】

富山市、高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市

(2) 次の①～⑤のいずれかに該当する方

- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 〃 の行方が不明である方
- ④ 〃 が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 〃 が失職し、現在収入がない方

【利用の流れ】

介護サービス事業所の窓口で「介護保険利用者負担額減額・免除認定証」を提示することで、介護サービスの利用料について、支払いが不要となります。

【特例の期間】 令和7年9月末まで

【留意事項】

- ・ 上記の介護保険の加入者であれば、県外の介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ・ なお、食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。